

仕 様 書

1 委託件名

武蔵村山市デジタルギフト若者サポート事業業務委託

2 委託期間

契約締結日翌日から令和9年2月26日まで

3 履行場所

武蔵村山市本町一丁目1番地の1 他

4 目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた若者世代に対し、デジタルギフト（電子マネーやキャッシュレスポイント等）を支給することにより消費の下支えを通じた生活支援を行うことを目的とする。

5 対象者

令和8年9月1日時点で武蔵村山市に住民登録があり、平成16年4月2日から平成20年4月1日生まれの方（大学1年生から4年生まで）

※ 対象見込数約3,200人

6 委託内容

武蔵村山市（以下「委託者」）が受託者に委託する業務は次のとおりとする。

- (1) 対象者への通知発送、返戻再発送、紛失再発行及び勸奨通知発送に関する業務を行うこと。
 - ア 委託者が受託者に提供する名簿登載の対象者に対し、申請用の二次元コードを送付すること。
 - イ 発送する際の封筒は、受託者が用意することとし、デジタルギフト若者サポート事業であることと、委託者及びコールセンターの連絡先を表示すること。
 - ウ 申請及びデジタルギフトの受け取りが完了していない対象者に対しては、受託者が作成した勸奨はがきを発送すること。
 - エ 電子申請ができない方がいた場合に、紙媒体の申請受付及び給付ができるように対応すること。
- (2) 支給に際しては、委託者のLINE公式アカウントの登録（以下「LINE登録」）及びアンケート回答等の条件を付すこと。
 - ア LINE登録とアンケートの回答は同一画面上で行えるような仕組みとし、完了したらデジタルギフトが即時で発行されるシステムを提供すること。
 - イ 対象者1人当たり1回のみ申請・給付が行えるようなセキュリティ対策を講じること。
 - ウ LINEのブロック防止の観点を踏まえた工夫について提案すること。（例：LINE登録を

- 外した場合、ギフト画面へのログインができなくなる等)
- エ アンケートの内容については、委託者と協議して決定すること。
- (3) ギフトの利用状況等の報告については以下のとおりとする。
- ア アンケート回答の内容や、ギフトを受け取ったユーザーの交換実績、性別及び年次を把握し、その情報を委託者に提供する。
- イ デジタルギフトの受け取り状況を委託者がオンライン上で定期的に確認できる状態にすること。また、最終的な結果は集計の上、改めて委託者に報告すること。
- (4) 受託者の提供サービスやデジタルギフトを介し、対象者が電子マネー等を受給できるようにすること。
- ア 交換可能なデジタルギフトのブランド数は50点以上あるものとし、以下のブランドを含むものとする。
- (ア) PayPay ポイント
- (イ) d ポイント
- (ウ) Amazon ギフトカード
- (エ) au PAY ギフトカード
- (オ) WAON ポイント ID
- イ デジタルギフトはラインナップの中から自分の好きな商品を組み合わせて選べる形式とする。2万円で1つの商品だけ選択するのではなく、複数組み合わせて自由に選択できるようにすること。
- ウ デジタルギフトの画面やデザインは、本施策の意図に合うよう委託者専用カスタマイズが可能であること。
- (5) 問い合わせへの対応のため、コールセンターを設置すること。
- ア 給付金の申請期間中にコールセンターを設置し、施策の説明や申請・ギフトの使用方法についての問合せに対応すること。
- イ 契約締結日翌日から速やかに準備し業務を開始することとし、事業開始日から令和9年2月26日までの期間設置すること。
- ウ 設置の問合せ窓口の対応時間は、土日祝日及び年末年始を除く、原則9時から17時までとする。
- エ 対応した問い合わせについて、1件ごとに入電日時及び問合せ項目に関する記録を管理すること。
- オ コールセンターの運営に当たっては、オペレーター、スーパーバイザー等の必要な要員及び人員を確保し、これらを統括する管理責任者を置き、突発的に欠員が生じた場合においても、業務に支障をきたすことなく運営できる体制を整えること。
- (6) 電子ギフトを取得するための電子機器を所有していない者及び委託者が認める者に対し、受付及び申請書の発送を行い、代替ギフトとして汎用型プリペイドカードを発送すること。
- なお、受託者は事前に汎用型プリペイドカードを発送する対象者のリストを作成し、委託者の承認を得てから送付すること。
- (7) その他、本事業に係る業務全般及びその他付随する作業

- ア 委託者と調整のうえ、スケジュール管理等を行い、円滑に事業の運営管理を行うこと。
- イ 受託者は、(1)～(6)の業務について、報告内容、報告期限及び書式等を委託者と協議の上、決定し報告すること。
- ウ 支払方法は、月払い又は完了一括払いとし、必要であれば受託者が作成する単価表に基づき計算すること。
- エ 本仕様書に定めのない事項についても、本事業目的達成するために必要なものであれば、積極的に提案すること。

7 秘密の保持

受託者は、業務の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

8 個人情報の保護

この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

9 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

武蔵村山市情報セキュリティポリシーの要旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

(1) 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

(2) 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者からの貸与品（複写及び複製したものを含む。）について、委託者が認める場所以外へ持ち出してはならない。

10 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、速やかに委託者に業務完了報告書及び成果品を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、原則として、あらかじめ指定された日時及び場所において、委託者の職員が行う検査に立ち会わなければならない。
- (3) 受託者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

12 その他

その他本仕様書に記載のない事項、又はその他疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

13 連絡先

子ども家庭部子ども政策課子ども政策係 担当：石川
電話042-565-1111 内線（175）